

「特定個人情報保護評価書」（案）の住民意見募集の実施結果

1. 意見提出期間 令和8年6月1日（月）～令和8年7月1日（水）
2. 周知・閲覧場所 北区ニュース（6月1日号）、総務課、区政資料室、図書館及び北区公式ウェブサイト
3. 意見提出者数 1名
4. 意見総数 5件
5. 提出されたご意見の内容とそれに対する区の考え方

No	ページ	該当箇所	意見の概要	区の考え方
1	—	—	評価書内に評価基準が示されていない。	いただいたご意見をふまえ、今後、北区公式ウェブサイト上で評価書を掲載する際には、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針を掲載します。
2	—	—	「重要な変更」とあるが、どのような変更内容か分からない。	本件の評価書の主な変更点としては、国が税各手続きのオンライン化を進める中で、国税庁との照会業務のオンライン化や、自治体間で行う情報連携のオンライン化が開始することに伴い、新たに連携するシステムの名称等を追記しています。変更内容の詳細は、「（別添3）変更箇所」のとおりです。それらの変更内容が、平成26年特定個人情報保護委員会規則第一号第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものであるため、重要な変更にあたります。
3	—	—	特定個人情報保護評価書について、専門知識のない区民でも理解できるような学習の場を作ってもらいたい。	いただいたご意見をふまえ、分かりやすい周知について努めてまいります。
4	—	—	区の職員以外にも、個人情報を取り扱う委託業者がいるが、セキュリティの観点において、どのように業者を選定し、またどのような人員が現場に派遣されているのか。	契約の相手方は、北区で業者登録の手続きを取られた中から入札によって決定しております。業者が特定個人情報等の取扱いをする場合は、契約の際に「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（マイナンバー関係特記事項）」により、秘密保持義務、目的外使用の禁止、外部提供の禁止及び教育の実施等を遵守しなければならないとしています。
5	—	—	区の職員以外にも、個人情報を取り扱う委託業者がいるが、委託費用はどのくらいかかっているのか。	契約金額については、北区公式ウェブサイトにて入札結果が公開されておりますのでご確認ください。 https://www.city.kita.lg.jp/city-information/contract/index.html